

広報西原号外 災害臨時第3号

◎「り災証明書」及び「被災証明書」の受付を開始します。

◎被災された方の専用相談窓口を開設します。

※用紙の都合上、発行部数を少なくしていますので、周りの方にもお知らせください。

平成28年4月29日 発行
＜編集と発行＞
西原村役場 企画商工課
TEL:279-3111
〒861-2402
西原村大字小森3259

「り災証明書」及び「被災証明書」の申請受付を始めます。

(1) 受付期間 5月1日(日)～

(2) 受付場所 西原村役場玄関横ロビー (5月1日(日)～10日(火))

※5月1日(日)～6日(金)は地区毎の受付にご協力をお願いします。

西原村役場税務課窓口(予定) (5月11日(水)～)

地区指定による受付日程

日程	受付地区
5月1日(日)	小森東、布田
5月2日(月)	小森西
5月3日(火)	宮山、鳥子
5月4日(水)	谷、上あげ、下あげ
5月5日(木)	高遊、地区に入っていない方
5月6日(金)	高遊、地区に入っていない方

5月7日(土)以降、地区指定なし

(3) 証明書の発行について

り災証明書

5月上旬から住家調査を行ったうえで証明書の発行を行います。証明書の発行は調査終了後に行いますが、村内全ての住家を調査しますので、申請から証明書の発行まで1か月程度要する見込みです。

なお、調査終了後に申請された場合は即日発行が可能です。

被災証明書

被災証明書は住家調査を行いませんので確認が取れば即発行が可能です。

(4) 申請に必要なもの

- り災証明申請書又は被災証明願 (申請書は役場にありますが、ホームページからもダウンロードできます。)
- 被災状況が分かる写真 (家屋の全景、特に被害が大きい箇所など)
- 印鑑 (印鑑がない場合は拇印で可)
- 本人確認ができるもの (運転免許証など)
- 同居の家族以外が申請する場合は委任状

熊本地震に伴う総合相談窓口の開設について

(1) 総合相談窓口について

熊本地震で被災された方に、被災に伴う生活支援や住宅の相談等について、担当となる機関を紹介するなどの情報提供を行うことで、村民の方の生活の悩みや不安を解消するための窓口です。

どこに相談してよいか分からない、利用できる支援制度等がないか知りたいなど、地震に伴う悩みに対応します。

(2) 開設時期

平成28年4月29日(金)～

(3) 開設場所

西原村役場玄関横ロビーに設置。

災害廃棄物作業補助員の募集について

災害廃棄物仮置場において、管理作業補助員を募集します。業務内容等は以下のとおりです。

1. 募集職種

管理作業補助員

2. 勤務場所

西原村民グラウンド

3. 雇用期間

平成28年5月1日～平成28年8月31日

上記の期間内で原則2か月間

4. 応募資格

村内在住の方で、健康で体力、持久力のある方

5. 労働条件

(1) 勤務時間

午前7時30分～午後6時30分(休憩時間1時間含む)

(2) 勤務体系

「早出」: 午前7時30分～午後4時15分

「遅出」: 午前9時45分～午後6時30分

(3) 休日

週2日

(4) 給与

賃金日額: 7,000円 1時間当たりの賃金904円

(5) その他

有給休暇なし。雇用期間に応じて健康保険、雇用保険の適用あり。

6. 応募方法

履歴書を西原村役場住民課に提出してください。

7. 受付期間

必要人数が確保できるまで

問合せ先 西原村役場 住民課

ご不明な点等ございましたら西原村役場までお尋ねください。

TEL: 279-3111

デマ・流言・チェーンメール等にご注意ください！

事実無根の情報やうわさに振り回されず、

根拠のある正しい情報に基づいて行動しましょう。